計額に相当する額を控除した残額に対する当該財産上の利益の割合が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合であるとき。

イ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の五に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の五

ロ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の二に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受ける場合　百分の二

［七～八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三（第十条関係）	
特定分別基準適合物	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）
別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二〇
（略）	（略）
別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	
別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五

改正前	
別表第三（第十条関係）	
特定分別基準適合物	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）
別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
（略）	（略）
別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	
別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇